



大 第 9 7 9 号

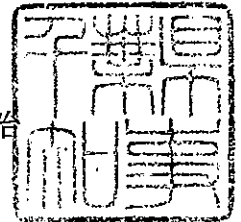
千葉県環境審議会 様

今後の窒素酸化物対策について（諮問）

二酸化窒素に係る県環境目標値を県内全域で達成するための施策を検討するにあたり、今後の窒素酸化物対策の進め方について諮問します。

平成22年12月10日

千葉県知事 鈴木 栄治



（諮問理由）

千葉県の大気汚染状況については、大気汚染防止法や環境の保全に関する協定等による排出抑制により、概ね改善傾向にあり、一般環境大気測定局における二酸化窒素については環境基準の達成が継続している。

しかしながら、東葛、葛南及び千葉地域においては、環境基準未達成の自動車排出ガス測定局や、昭和54年に県が独自に設定した「二酸化窒素に係る環境目標値」が未達成の測定局が少なからず残されている。

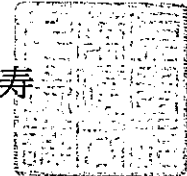
そのため、一般環境における二酸化窒素に係る環境目標値の早期達成に向け、自動車排出ガス対策を除く発生源対策について、現行の施策の効果等を検証し、今後の窒素酸化物対策について検討する必要がある。



千環審第16号  
平成22年12月14日

千葉県環境審議会  
大気環境部会長 安達 元明 様

千葉県環境審議会  
会長 田畑 貞寿



審議事項の部会への付議について

平成22年12月10日付け大第979号で知事から諮問の  
あった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定  
により、貴部会に付議しますのでよろしくご審議願います。

記

今後の窒素酸化物対策の進め方について